

(総則)

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書および図面(以下「仕様書等」という。) または現品見本に基づき、頭書の契約金額(以下「契約金額」という。) をもって、頭書の納入期限または納入期間(以下「納期」という。) までに頭書の物品(以下「物品」という。) を供給または製造(以下「供給」という。) しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないものまたは図面と仕様書とが交互に符合しないものがあるときは、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者の指示によるものとする。

(特許権等の使用)

第2条 受注者は、契約の履行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の調査等)

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して供給の履行状況につき調査をし、または報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、供給すべき物品の一部または全部を第三者に供給させ、またはこの契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、供給の内容を変更し、または供給を一時中止することができる。この場合、契約金額または納期を変更する必要があるときは、発注者と受注者の間で協議して書面により定める。

2 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定める。ただし、協議が成立しないときは、発注者の認定した額とする。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第6条 納期内に、経済事情の激変または予期することができない異常な理由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者の間で協議のうえ変更することができる。

(受注者の請求による納期の延長)

第7条 受注者は、自己の責めに帰することができない理由により納期内に物品を供給できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して納期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者の認定するところによる。

(検収および引渡し)

第8条 受注者は、物品を納入したときは、遅滞なく発注者に対して納品届をしなければならない。

2 発注者は、前項の届出を受けたときは、その日から10日以内に検収を行わなければならない。

3 前項の検収に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する日までに物品を引換え、または改造し、再検収を受けなければならない。

4 前2項の規定による検収に合格したときは、同時に その引渡しを受けたものとみなす。

(分納)

第9条 受注者は、発注者から分割納入の要求があったときは、発注者の指示に従い、物品を分割して納入しなければならない。

2 発注者は、前項の場合は、前条に従い検収を行わなければならない。この場合、発注者は、検収に合格した物品を使用することができる。

(検収前の紛失等)

第10条 受注者は、物品を納入した後発注者に引渡しをする前に紛失または損傷した場合は、その損害を負担しなければならない。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、発注者と受注者の間で協議して、その負担者および負担額を定めるものとする。

(契約代金の支払)

第11条 受注者は、第8条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の正当な請求があったときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(分納に対する部分払)

第12条 受注者は、第9条の規定により分納したときは、当該分納物品の検収済み数量に対する契約代金相当額の10分の9以内の部分払を請求することができる。

2 受注者は、前項の部分払を受けようとするときは、物品供給代金部分払申請書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の申請を受け物品を検収した後、受注者から正当な請求があったときは、その日から20日以内に当該代金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第13条 受注者の責めに帰する理由により納期内に物品を完納することができない場合で、期限後に納入する見込みのあるときは、物品完納後、発注者は、受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、未納部分の契約代金に延滞日数1日につきこの契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、供給された物品が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、物品が供給されるまでの間は、次条または第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に完了しないときまたは履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項もしくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項および第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2もしくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、または独占禁止法第65条もしくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項および独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき

(3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却もしくは訴え却下の判決が確定したとき、または訴えを取り下げたとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 物品の供給ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約による物品供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金に係る債権を譲渡したとき。

(9) 第20条または第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員の次のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により設計図書を変更したため契約代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第22条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者および受注者の義務は消滅する。ただし、第9条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に物品の供給を完了することができないとき。
 - (2) 供給された物品が契約不適合であるとき。
 - (3) 第16条または第17条の規定により物品の供給後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第16条または第17条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除された場合
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規

定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号または第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項および第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金から既履行部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第42条第8号および第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の2の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約等）

第24条の2 受注者は、この契約に関し、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約代金の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条または第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

2 第11条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第26条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第3項または第4項（第9条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、引渡しの際に契約不適合であることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された物品が契約不適合で設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不相当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第27条 受注者は設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したときまたは任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から代金の支払いの日まで年10.75パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第29条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。